

【会計別地方債現在高の推移】

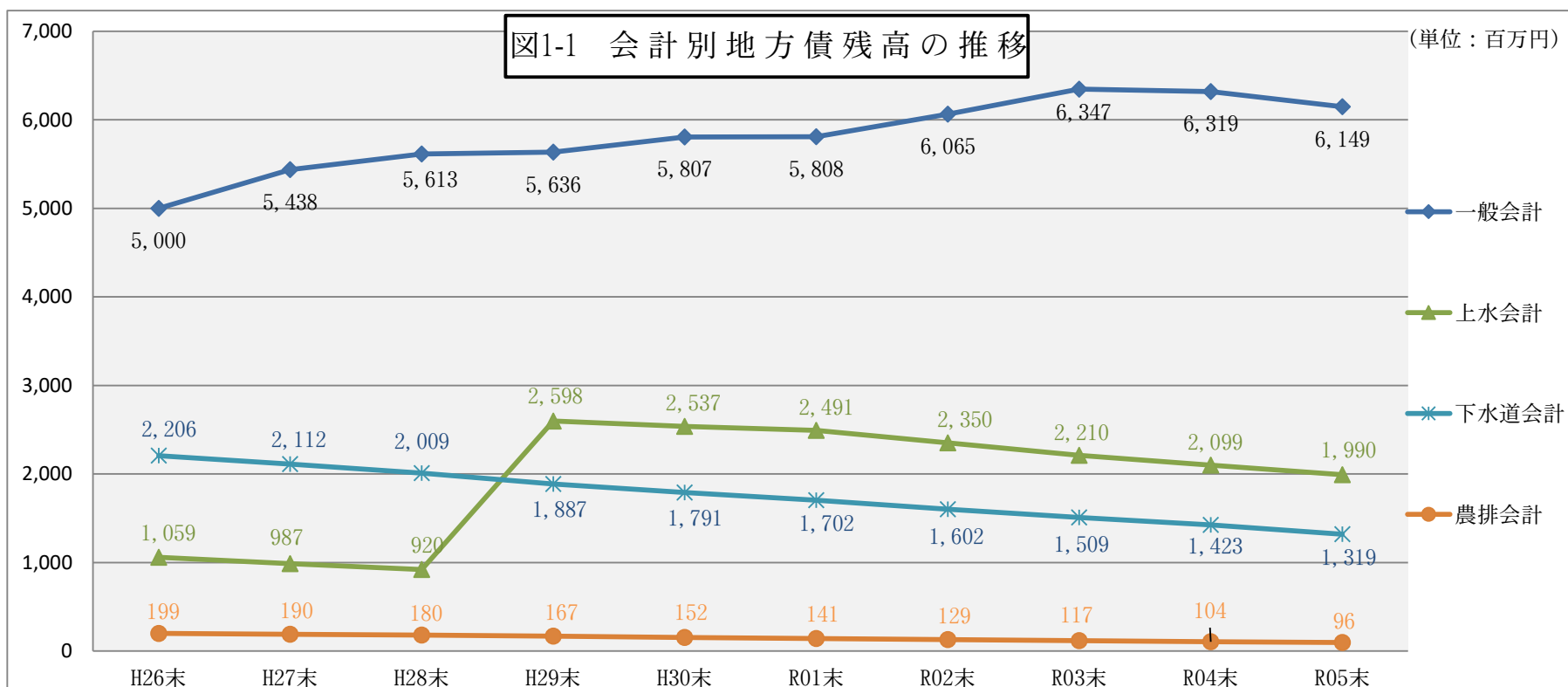
令和５年度末の一般会計、特別会計の地方債残高の合計は、前年度に比べ３９１百万円減の９，５５４百万円となっています。

会計別に前年度末と比べると、一般会計（１７０百万円減）、上水道事業（１１１百万円減）、下水道事業（１０４万円減）、農業集落排水事業（８百万円減）となり、全会計において減少しました。

地方債残高を会計別に平成２６年度末と比較すると、一般会計（１，３９５百万円増）及び上水道事業（９６７百万円増）は増加しているものの、その他の会計においては減少しています。また全会計の合計残高は平成２５年度末に比べ４３１百万円減少しています。

（単位：百万円）

	H26末	H27末	H28末	H29末	H30末	R01末	R02末	R03末	R04末	R05末
一 般 会 計	5,000	5,438	5,613	5,636	5,807	5,808	6,065	6,347	6,319	6,149
特 別 会 計	5,347	5,612	4,859	4,652	4,480	4,334	4,081	3,836	3,626	3,405
合 計	10,347	11,050	10,472	10,288	10,287	10,142	10,146	10,183	9,945	9,554



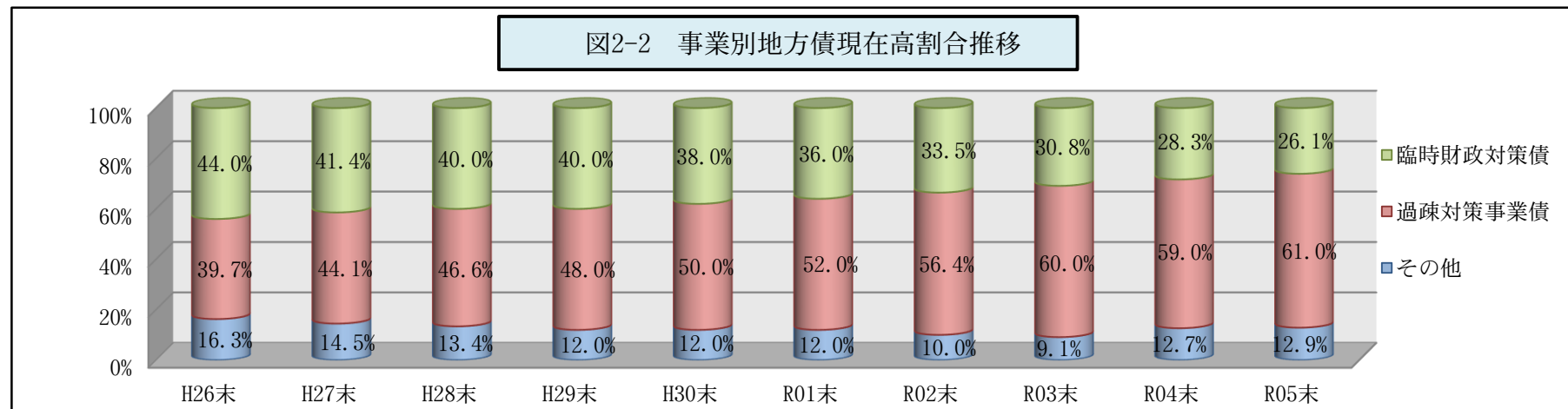
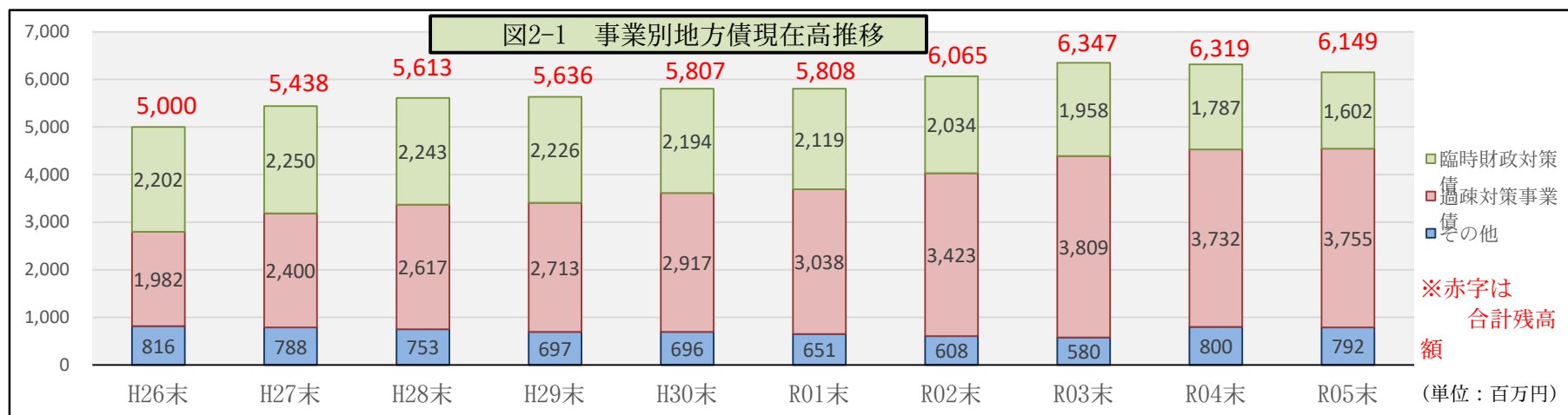
【一般会計の事業区分別地方債残高について】

地方債にはいくつもの種類があり、事業の目的によって区分されています。

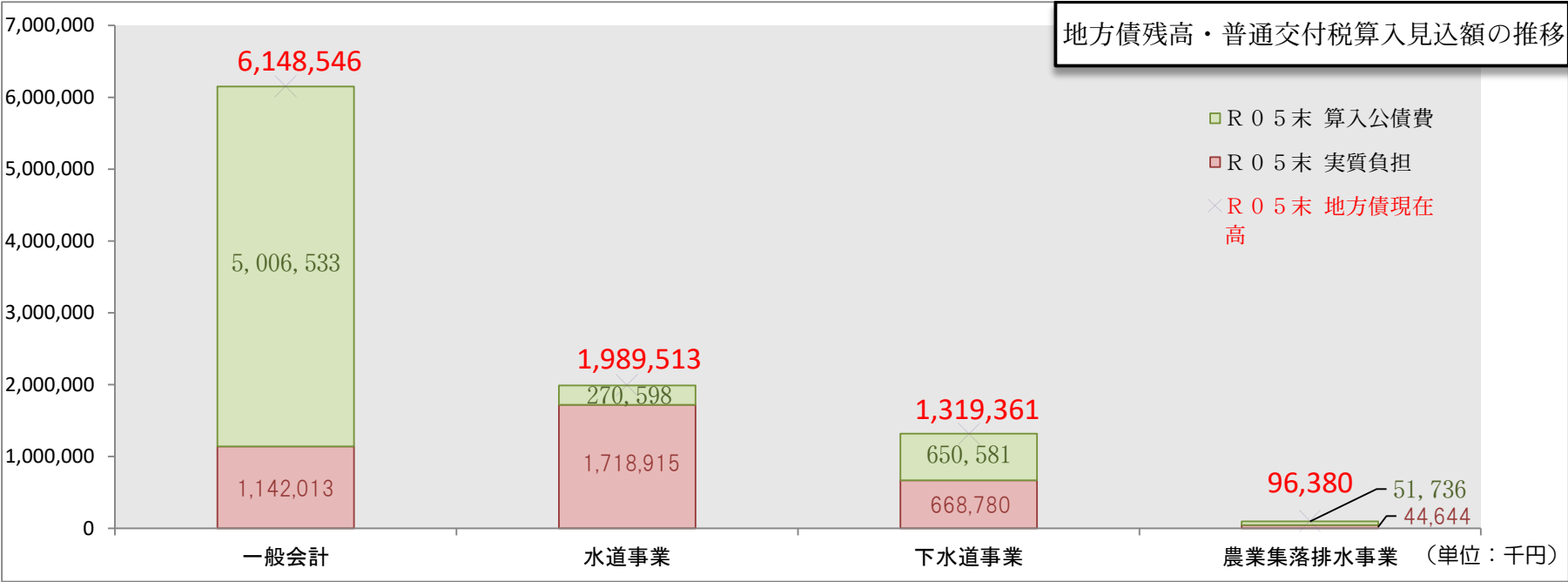
当町の一般会計の地方債残高においては、臨時財政対策債、過疎対策事業債という種類の地方債が大部分を占めています。令和5年度末の地方債全体に占める割合は、臨時財政対策債が26.1%、過疎対策事業債が61.0%となりました。

臨時財政対策債は本来、国から交付される普通交付税の一部を地方公共団体が地方債を借入れることで肩代わりするもので、借入れることができる額の100%が翌年度以降の普通交付税で返ってきます。また、過疎対策事業債は過疎地域の振興に資する事業の実施に対し借入れることができる地方債で、借入れた地方債の返済に要する費用の7割が翌年度以降の普通交付税で返ってきます。

普通交付税の不足分を補うため、臨時財政対策債を毎年借入れていること、普通交付税で返ってくる額が大きく財政的に有利な過疎対策事業債を優先的に借入れていることから、この2つの地方債の残高の割合が大きくなっています。



【令和 5 年度末における地方債残高における町の実質負担について】



(単位：千円)

	一般会計	水道事業	下水道事業	農業集落排水事業	合 計
地方債残高…①	6,148,546	1,989,513	1,319,361	96,380	9,553,800
内 普通交付税算入見込額…②	5,006,533	270,598	650,581	51,736	5,979,448
内 実質負担額	1,142,013	1,718,915	668,780	44,644	3,574,352
交付税算入見込割合②／①	81.43%	13.60%	49.31%	53.68%	62.59%

※普通交付税算入見込額については、令和5年度決算に基づく将来負担比率の算定に用いた数値です。

一般会計については、臨時財政対策債や過疎対策事業債など将来普通交付税として町に返ってくる率の高い地方債が残高の8割以上を占めるため令和5年度末における地方債の元金残高は61億4,855万円ですが、その内50億653万円は普通交付税で将来返ってくる見込です。従って、町が実質的に負担する額は11億4,201万円といえます。特別会計の交付税算入見込割合は、水道事業の13.60%が一番低く、一番高い農業集落排水事業でも53.68%と一般会計に比べるとかなり低くなっています。令和5年度末における全会計の地方債の元金残高合計は95億5,380万円となり、将来、普通交付税で返ってくる見込み額は59億7,944万円であるため、実質的に負担することになる額は35億7,435万円といえます。

【各基金の残高の推移】

- ・財政調整基金は、平成16年度末から平成19年度末までの間、残高が3,000万円台で推移しており、将来的な財源不足に対応することができない非常に厳しい状況が続いていました。しかし、平成20年度以降は積極的に積立てを行い平成28年度末には9億3,163万円となりましたが、人口減少に伴う税収の減少や事業費の増加等により基金の取崩しを行ったため、令和2年度末の基金残高は4億4,961万円となりましたが、令和3年度からは積極的に積立てを行い、令和5年度は1億円を取崩しましたが、1億1,305万円を積立て、基金残高は7億6,209万円となりました。一般的に財政調整基金の適正規模は、標準財政規模の15%（約5億3,100万円）とされており、令和5年度については適正規模を上回る状況となりました。
- ・減債基金は、平成18年度以降着実に積立ててきましたが、平成24年度以降については交付税措置のない地方債や、利率の高い地方債の繰上償還を実施するための財源として、また通常の地方債の償還の財源として取崩しを行っています。令和5年度では償還額の増加により9,500万円を取崩しましたが、1億7万円を積立て、基金残高は2億3,523万円となりました。
- ・その他特定目的基金は、平成24年度に南和広域医療組合への出資金の財源として地域福祉基金を1億1,331万円取崩したため大きく減少、平成25年地域の元気臨時交付金基金に7,875万円等を積立てたことなどにより増加しました。その後、概ね横ばいの状況で推移し、令和4年度以降は庁舎整備基金を着実に積立て、令和5年度も7,004万を積立て基金残高は4億1,55万円となりました。世界遺産・吉野ふるさとづくり基金は、4,471万円を取崩しましたが、6,069万円を積立てました。全体では令和5年度末の基金残高は6億236万円となりました

